

## 【報告事項 1】

### 専門部規程の一部改正報告

本会の運営に関わる規程の一部について、八王子市町会自治会連合会会則第14条に基づき、令和6年4月9日の常任理事会で議決したので、次のとおり報告します。

#### 改正理由

年々多様化する町会自治会の課題に対し、効果的な施策を展開するために、専門部会の在り方を見直し、機能強化を図り、一層進化した組織体制を目指す。

#### 改正点

1. 専門部会に「企画調整部」を新設し、専門部規程第2条に加筆し、総務部、広報部、組織部、生活安全部の順位を繰り下げる。
2. 専門部規程第3条に「企画調整部」の職部分掌を明記するとともに、総務部、広報部、組織部、生活安全の職部分掌のうち、担当業務の分担を変更し、文言を整理する。
3. 規程第4条に専門部体制及び担当業務の一部を整理し明記する。

### 専門部規程(改正後)

#### (専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 企画調整部 (2) 総務部 (3) 広報部 (4) 組織部 (5) 生活安全部

#### (職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下のとおりとする。但し、事務局は各専門部の庶務事務を担当する。

#### (1) 企画調整部

多様化する重要な事案等への効果的な対処方策を検討し、本会の施策、活動方針の基盤づくりを担当する。

#### (2) 総務部

企画調整部、広報部、組織部及び生活安全部に関わる部分を除き、会務全般の運営に関する事項を担当する。

(主な担当業務) 総会、市長と町自連三役との定例懇談会、新年懇親会

(3) 広報部

情報の管理及び広報活動全般に関する事項を担当する。

地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供するとともに、地区連合会に地区広報部員を置き、地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。

(主な担当業務) 広報誌「町自連だより」発行、ホームページ「町自連」の管理運営、地区情報の集約

(4) 組織部

町会及び地区連合会の活性化及び加入促進活動など、組織の拡大強化に関する事項を担当する。

(主な担当業務) 町会自治会等会長・役員研修会、町自連役員研修会  
設備整備備品提供事業(市共同事業)

(5) 生活安全部

防災・防犯、交通安全、健康など住民の安全・安心に関する事項を担当する。

(主な担当業務) 町自連研修会、総会后懇親会、まちの腕きき掲示板事業

(担 当)

第4条 専門部は、会長が全体を統括し、活動を機動的に推進するため、常任理事を専門部に配属し、担当する部の運営にあたる。

なお、企画調整部には副会長を配属し、必要に応じ会長が招集し、重要な案件を検討する。

2. 企画調整部には部長を、その他の各専門部に部長及び副部長を置く。

3. 副会長は部長を担当し、専門部の構成員から副部長を選任する。

付則1. この規程は、平成21年9月8日に制定し、施行する。

2. 平成22年5月11日に改正し、施行する。

3. 平成23年6月14日に改正し、施行する。

4. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

5. 平成27年7月14日に改正し、平成27年5月31日に遡って施行する。

6. 平成29年6月13日に改正し、施行する。

7. 令和4年4月12日に改正し、施行する。

8. 令和6年4月9日に改正し、施行する。